

調剤のために必要な設備・施設の概要

調剤室の構造	調剤室の面積		m <sup>2</sup>	
主たる設備	品 目	数 量	品 目	数 量

(備考)

- 1 薬局の見取図、身体障害者に配慮した設備構造が確保されていることが確認できる写真及び図面を添付してください。
- 2 「主たる設備」の欄には、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）に掲げるもの以外のものがある場合のみ、その主たるものについて記入してください。